

参考資料4 子育て王国とっとり条例第10条に定める子育て支援等に関する施策

区分	施策の主な内容
希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策	1 結婚を望む者が、自らが望む形で地域を舞台に結婚することができるよう、出会いから結婚に至るまでを支援すること。 2 職場や地域において安心して喜びに満ちた結婚、妊娠及び出産ができる環境の整備を図ること。 3 妊娠、出産、不妊等に関する情報提供及び相談体制の充実、不妊治療への助成等により、妊娠及び出産に対して支援すること。 4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療並びに出産後の保健指導、育児に関する相談その他の援助に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。 5 子どもに対して、命の大切さ並びに性、妊娠及び出産に関する正しい知識を教える等、親になるために必要な教育を推進すること。
安心して満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	1 保護者の多様な希望に対応した保育所及び認定こども園における保育、幼稚園における預かり保育、事業所内保育、家庭的保育事業等を充実し、待機児童を出さないように、提供する保育の量を確保すること。 2 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援、子育て家庭への訪問その他の地域での子育てを支援すること。 3 保育士、幼稚園教諭等を支援する体制の構築、これらの者の専門性を高める研修の実施等により、保育及び幼児教育の質を確保すること。 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5 子どもの体力向上及び健やかな体づくりのための取組並びに地域の文化財、歴史、伝統文化等に親しみ、理解を深める取組を推進すること。 6 保育所等において自他の命を大切にする心を育成する取組を充実させること。 7 保育所等における安全の確保並びに施設及び設備の整備、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等により、保育及び教育に関する環境の改善を図ること。 8 保育所、認定こども園、幼稚園及び児童発達支援センターの保育料その他の子育てに関する経済的負担を軽減すること。 9 森、海、川等で行われる自然体験活動を基軸にした教育及び保育の取組を支援すること。
安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策	1 県民の一人一人が、誇りを持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても充実した生き方が実現できる社会を推進すること。 2 育児休業の取得に対する支援、子育てのための短時間勤務等の制度化、長時間労働の抑制、休暇等が取得しやすい職場風土づくり等により、安心して子育てができる就労環境の整備を図ること。
きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策	1 積極的に育児に参加する日を設定して啓発を行う等により、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図ること。 2 特定非営利活動法人、子育てサークルその他の団体及び個人の子育て支援等の活動を促進すること。 3 子どもが多様な世代と交流しながら遊び、伝統芸能その他の活動を行う場を提供すること。

	4 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、家庭教育に関する学習の機会及び情報の提供、祖父母等が子育てに関わりやすい環境の整備、地域において子育てに関わる青少年団体、公民館等の活動の支援及びそれを担う人材の育成等により、家庭及び地域の教育力の向上を図ること。 5 子どもたちへの本の読み聞かせ、図書館での児童サービスその他の子どもの情緒、知識及び好奇心を育む取組を支援及び促進すること。 6 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供その他の子育て支援等の取組を促進すること。 7 子どもが犯罪や交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、地域社会全体で子どもを見守り、子どもが健全に育つ環境を整えること。 8 多様性が尊重され、全ての子どもが孤立することなく社会に自らの居場所を得られるよう、必要な支援を行うこと。
子どもの発達の程度に応じて自立を支援する施策	1 子どもの意見を聞く機会を十分に確保するとともに、子どもが権利の主体としてその意見が尊重される環境の整備を図ること。 2 子どもの非行を防止し、また、非行からの立ち直りを支援すること。 3 子どもが職業生活を順調に始められるようキャリア教育や雇用機会の確保を図ること。
特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策	1 貧困の状況にある子どもに対する学習の支援及びその家庭に対する孤立の防止その他の支援を行うこと。 2 保護者がいない又は保護者が養育することが適当でないと認められる子どもの社会的養護並びに社会的自立の支援及び援助を行うこと。 3 児童虐待の予防、早期発見、早期対応その他の児童虐待の対策を行うこと。 4 ひとり親家庭に対する相談体制の充実、就業支援等により、ひとり親家庭の自立を支援すること。 5 障がい児が地域で安全かつ安心して生活できるよう、人生の段階に応じた支援を行い、並びに障がい児に対する理解及び関心を深めること。 6 不登校、中途退学、いじめ被害、ひきこもり又は大人と同様の家事、家族の介護等その他の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。 7 子どもの自死を防ぐために必要な支援を行うこと。

参考資料5 鳥取県の出生数及び合計特殊出生率の推移

